

学習プログラムと参加体験型学習

1 学習プログラムとは

「プログラム」とは、一般に「物事の予定、番組」、「筋書き」と訳されています。よって「学習プログラム」は、「学習を進めていく上での予定、筋書き」と考えることができます。

「学習プログラム」の定義について本冊子では、広島県が作成した冊子『広島県人権教育・啓発指針（平成18年改訂版）』の用語解説から引用し、「学習活動を展開するための準備活動から、アイデアの発想、学習目標の設定、学習内容・方法の選択、評価及び学習継続の手だてなど」としています。

2 学習プログラムの立案について

一口に「学習プログラム」といっても、年間事業計画のような広い範囲を含むものから、講座の一コマの展開計画といったごく狭い範囲を示すものまで、その概念は様々です。

しかし、どのような範囲の学習プログラムにしても、立案に当たっては、学習対象者、学習目標、学習内容、学習方法、経費、人材（講師等）、評価といった基本事項をまず設定する必要があります。

次に、この基本事項に沿って、回数の設定、各回ごとの展開などを考えますが、このときに大切にしたいのが、学習者の意識や思考の流れを考えるとということです。

例えば、導入では身近な話題や具体的な問題から入り、そこからより幅広いあるいは抽象的な概念へと発展し、最後にもう一度自分自身を振り返るといった流れです。つまり、事業全体を通しての、また、各回ごとのプログラムの起承転結を意識することが大切です。それによって初めて具体的な学習内容や方法を選択することができるのです。

本冊子は、人権教育の学習プログラムを3事例掲載しました。事業を企画される方が、学習目標の設定や学習内容・方法、評価の手だてなどを考えるときに参考になるよう具体的な展開例を掲載し、解説しています。

事例1では、公民館利用者などを対象とした“単発の講座”を取り上げました。

人権教育で、特に一般住民の方を対象とした講座では、より多くの方に学習の機会を提供するために連続講座ではなく、このような単発の事業を実施する場合がありますが、そういった学習活動のプログラム事例として参考にさせていただきたいと思えます。

事例2では、“指導者養成のための連続講座”を取り上げました。

この事例では、行政職員等を対象としていますが、その他、教職員や人権教育推進委員などを対象として、指導者としての力量の向上を図ることを目的として事業を実施する場合には、連続講座が効果的です。

この事例には、単発の講座では難しい教材の作成、活用という要素を含めています。これは、「つくる」という作業を入れることで、学習者が目に見える形で達成感を味わうことができるということや、作成したもの、つまり学習の成果物が教材として活用されることで、学習者が大きな自己有用感を感じ、それが次の学習への意欲付けになるという効果もねらった事例です。

さらに、指導者養成という目的から、学習プログラムの立案という時間も設定しました。

指導者養成は、人権教育を推進していく上で大変重要な課題です。この事例を参考に、効果的な指導者養成に取り組んでいただきたいと思います。

事例3では、“事業名に「人権」の文字を冠していない事例”を取り上げました。

この事例では、児童を対象とし、自然体験活動を中心にプログラムを組んでいます。「人権教育」と銘打った事業ではなくても、事業のねらいにせまる中で、人権尊重の精神を育む教育活動を展開することは可能です。様々な事業を実施される際に、積極的に人権教育の視点を位置付けていただきたいと思います。

人権教育の学習プログラムを企画・立案される際には、是非これらの事例を参考にしてください。なお、その際には、それぞれの自治体や団体等の実情や学習者の実態等に応じて創意工夫を加え、効果的な学習プログラムとしてください。

3 学習プログラムと参加体験型学習

近年、様々な場面で「参加型学習」あるいは「参加体験型学習」という言い方が使われるようになってきました。

前述の冊子『広島県人権教育・啓発指針』の用語解説では、「参加型学習」について、「知識伝達型である講義形式の学習形態に対し、学習者自らがその知識や体験に基づき、お互いの気付きや考えを共有しながら学習活動に能動的に参加する学習形態」としています。

人権教育においても、参加体験型学習は徐々に浸透してきています。これは、国の「人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月15日閣議決定)」の中で、「生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。」と述べられ

ているような現状を打開する一つの方策として、参加体験型学習が注目され導入が図られていることが、その要因の一つです。

もちろん講義形式の学習にも良い点があります。例えば、「広島県人権教育・啓発指針」は、人権教育・啓発の推進に当たっては、「県民一人ひとりに、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において、人権への配慮が、自然に態度や行動に現われてくるような人権感覚を育むことが重要である。」としています。この中の「知識」について、体系的・系統的に効率よく学習する方法として講義形式は有効です。また、参加体験型学習の中で、学習者が新しい知識や技能を必要とした場合には、専門家などを招いて講話を聞くことも必要です。

ただ、講義形式だけでは、「感性」や「人権感覚」を育むには十分とはいえません。学習者自身が能動的に学ぶ中で気付いたり、発見するような参加体験型の学習方法も必要です。

また、「広島県人権教育推進プラン」では、「学習を実施するに当たっては、各自の自発的学習意思に基づき、誰もが参加しやすく、意見や感想の自由な交換ができるよう留意する。」としています。そのためにも、参加体験型学習は有効な学習方法の一つです。

こういった観点から、学習プログラムを作成する場合、参加体験型学習の手法を取り入れることは、大変効果的であり、重要なことです。

しかし、留意すべき点は、参加体験型学習が単なるゲームや活動で終わってはならないということです。参加体験型学習は、単に学習の一方法にすぎません。それ自体が目的になってしまったのでは本末転倒であり、人権教育のねらいに迫ることはできません。

事業の企画に当たっては、「人権尊重の精神の涵養」という人権教育の目的をしっかりふまえ、学習者の実態や学習目標、学習内容に応じた効果的な学習方法等を選択し、組み合わせて学習プログラムを作成することが大切です。